

認定NPO法人の優遇税制に係る  
現行制度の存続に関する要望

平成26年11月

## 「認定NPO法人の優遇税制に係る現行制度の存続」に関する要望

神奈川では、NPO法人に対する寄附を促し、NPO法人の自立的な活動を促進するために、全国に先駆けて、平成23年度から県が、平成24年度から政令市がそれぞれ条例個別指定制度を開始するなど、税制上の優遇措置を通じたNPO法人への寄附の促進に向けた取組みを積極的に進めている。

最近、新聞等により、政府税制調査会において、認定NPO法人制度に対する優遇税制の根拠法である租税特別措置法の見直しが議論されていると報道されている。

NPO法人の自立的な活動を促進するためには、現行の認定NPO法人に対する税制上の優遇制度は必要不可欠である。

よって、平成27年度税制改正に向けて、次のとおり要望する。

### 【認定NPO法人の優遇税制に係る現行制度の存続】

#### 1 現行の「寄附金税額控除制度」の存続

平成26年度与党税制改正大綱においては、所得税に係る寄附金税額控除の対象範囲等についての考え方や所得控除との選択性の適否を含めた控除方式のあり方等について、検討事項とされている。しかしながら、この寄附金控除については、一般的に多くの寄附者にとっては、所得控除よりも税額控除の方がメリットが大きく、認定NPO法人等への寄附促進には必要不可欠な制度であることから、検討にあたっては、現行制度からの縮小とならないよう要望する。

#### 2 現行の「みなし寄附金制度」等の存続

政府税制調査会において、認定NPO法人に対する「みなし寄附金制度」や「法人に対する寄附金の損金算入特別枠」の特例措置を定めた租税特別措置法の見直しが議論されている。

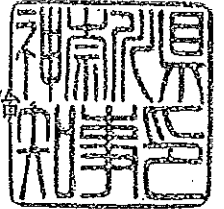
みなし寄附金制度については、NPO法人にとって収益事業以外の特定非営利活動事業の活動拡大等の契機になるなど有意義な制度であり、また、法人に対する寄附金の損金算入特別枠についても、企業等の法人からの寄附金の促進には非常に効果的であり、認定NPO法人への寄附促進には必要不可欠と考えている。

これらの制度は、平成23年度税制改正により拡充されたもので、政策的な効果はこれからであると考えられることから、寄附金税額控除と同様に、現行の制度の存続を要望する。

平成 26 年 11 月 6 日

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 甘利 明 様

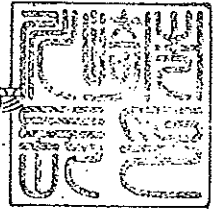
神奈川県知事 黒岩 祐治



横浜市 市長 林 文子



川崎市 市長 福田 紀彦



相模原市 市長 加山 俊夫

